

平成31年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（春季）

民事訴訟法

一 以下の事案を読み、設問に答えなさい。

（事案）

Y（外国国家）は、平成八年から一二年にかけて四回にわたり、いわゆるツブリン債である円建て債券を発行した。Yは債券の内容等を「債券の要項」で定め、引受証券会社Aが元引受けを行い、本件債券の債権者に対しては、債券の要項と同様の内容を記載した目論見書を交付の上、債券を販売した。また、YはX（銀行）との間で、本件債券にかかる管理委託契約を締結し、同契約においては、以下のような定めがあった。

・ Yは、本件債権者のために本件債券に基づく弁済の受領、債権の保全その他本件債権の管理を行うことをXに委託する。

・ Xは、本件債権者のために本件債券に基づく弁済を受け、又は債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限及び義務を有する。

・ Xは、本件債権者のために公平かつ誠実に本件要項及び本件管理委託契約に定める債券の管理会社の権限を行使する。

・ Xは、本件債権者のために善良な管理者の注意をもって本件要項及び本件管理委託契約に定める債券の管理会社の権限を行使する。

・ Yは、本件債券の管理その他本契約に定めるXの職務に関し合理的かつ通常必要な費用でXが立て替えた費用をXに支払う。

平成一三年、Yは財政危機に陥り、公的対外債務の元利金について一時支払停止を宣言した。本件債券も、平成一四年以降利息の支払が行われず、Xは期限の利益喪失宣言を発した。Yは平成一七年と二二年に、本件債券の交換を募集し、Xは当該債券交換事務を受託した。しかし、一部の債権者（Zら）がこれに応じなかったため、平成二一年、XはZらの残債券の消滅時効中断のために、Xを原告、Yを被告として、本件債券の償還等を請求する訴訟を提起した。

（設問）

Xに当事者適格が認められるか、論じなさい。

二 錯誤に基づいて訴訟上の和解が成立した場合の処理について論じなさい。